

# 秋田県公報

| 目次                                       | ページ |
|--|-----|
| 告示                                       |     |
| ○肉用子牛生産安定等特別措置法による指定協会の指定の解除(一六〇・農畜産振興課) | 1   |
| ○肉用子牛生産安定等特別措置法による指定協会の指定(六一・農畜産振興課)     | 1   |
| ○秋田県土地利用基本計画の一部変更(一六二・建設管理課)             | 1   |
| ○県道路線の廃止(一六三・道路課)                        | 1   |
| ○道路区域の変更(一六四～一六六・道路課)                    | 1   |
| ○道路区域の変更及び供用開始(一六七、一六八・道路課)              | 3   |
| ○急傾斜地崩壊危険区域の指定(一六九・河川砂防課)                | 3   |
| 公告                                       |     |
| ○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)             | 3   |
| ○県営土地改良事業計画の決定(山本地域振興局農林部)               | 4   |
| ○土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)               | 4   |
| ○県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(会計管財課)             | 4   |
| ○特定調達契約に係る落札者の決定(総務事務センター)               | 4   |
| 教育委員会告示                                  |     |
| ○秋田県指定文化財の指定(文化財保護室)                     | 5   |

## 告示

### 秋田県告示第六十号

肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和六十三年法律第九十八号)第九条第一項の規定による同法第六条第一項の指定の解除を次のとおり行ったので、同法第九条第二項において準用する同法第七条第四項の規定に基づき、公示する。

平成十九年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

### 秋田県告示第六十一号

肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和六十三年法律第九十八号)第七条第一項の規定により、同法第六条第一項の指定を次のとおり行ったので、同法第七条第四項の規定に基づき、公示する。

平成十九年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

### 秋田県告示第六十二号

秋田県土地利用基本計画(昭和五十五年秋田県告示第九百六十二号)の一部を変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用する同法第十三項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成十九年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

### 秋田県告示第六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

秋田県知事 寺田典城

秋田県土地利用基本計画(中都市地域(由利本荘市に係る部分に限る。))及び森林地域(北秋田市、潟上市、山本郡藤里町並びに三種町及び仙北郡美郷町に係る部分に限る。))を別図のとおり変更する。

(「別図のとおり」は、省略し、関係図面を建設交通部建設管理課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 秋田県告示第六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十条第一項の規定により、次の県道の路線を廃止し、平成十九年四月一日から施行する。

その関係図面は、建設交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

| 路線番号 | 路線名     | 起            | 終              | 点 | 重要な経過地 |
|------|---------|--------------|----------------|---|--------|
| 一八二  | 田沢湖停車場線 | 仙北市田沢湖生保内字男坂 | 仙北市田沢湖生保内字街道の上 |   |        |

## 一 道路の区域

| 一般国道 | 道路の種類 | 旧新別 | 路線名 | 区間 | 敷地の幅員(メートル)                    | 延長(キロメートル)   |
|------|-------|-----|-----|----|--------------------------------|--------------|
|      |       | 旧   | 百五号 |    |                                |              |
|      |       |     |     | A  | 由利本荘市小栗山字腹巻倉二五番一地先から字石橋九〇番地先まで | 一・〇〇〇～三四・〇〇  |
|      |       |     |     | B  | 〃                              | 一八・〇〇〇～九〇・〇〇 |
|      |       |     |     |    |                                | 〇・九六〇        |

| 一般国道                            | 新                              |                                 | 旧                              |                                 |
|---------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|
|                                 | 新                              | 旧                               | 新                              | 旧                               |
| 百五号                             | 百五号                            | 百五号                             | 百五号                            | 百五号                             |
| 由利本荘市小栗山字腹巻倉二五番一地先から字石橋八八番三地先まで | 由利本荘市小栗山字腹巻倉二五番一地先から字石橋九〇番地先まで | 由利本荘市小栗山字腹巻倉二五番一地先から字石橋八八番三地先まで | 由利本荘市小栗山字腹巻倉二五番一地先から字石橋九〇番地先まで | 由利本荘市小栗山字腹巻倉二五番一地先から字石橋八八番三地先まで |
| 敷地の幅員(メートル)                     | 一〇・〇〇〇〇〜三四・〇〇〇                 | 一三・〇〇〇〇〜六五・〇〇〇                  | 一〇・〇〇〇〇〜三四・〇〇〇                 | 一三・〇〇〇〇〜六五・〇〇〇                  |
| 延長(キロメートル)                      | 〇・八二七                          | 〇・九六〇                           | 〇・八二七                          | 〇・九六〇                           |

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十九年三月二十日から同年四月二日まで

秋田県告示第百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

| 県道                                | 新                                 |                                   | 旧                                 |                                   |
|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
|                                   | 新                                 | 旧                                 | 新                                 | 旧                                 |
| 淀川北野目線                            | 淀川北野目線                            | 淀川北野目線                            | 淀川北野目線                            | 淀川北野目線                            |
| 大仙市強首字大川向山根七四番二地先から字川原崎三九五番六七地先まで | 大仙市強首字大川向山根七四番二地先から字川原崎三九五番六七地先まで | 大仙市強首字大川向山根七四番二地先から字川原崎三九五番六七地先まで | 大仙市強首字大川向山根七四番二地先から字川原崎三九五番六七地先まで | 大仙市強首字大川向山根七四番二地先から字川原崎三九五番六七地先まで |
| 敷地の幅員(メートル)                       | 四・〇〇〇〇〜三二・〇〇〇                     | 一三・〇〇〇〇〜二八・〇〇〇                    | 一三・〇〇〇〇〜二八・〇〇〇                    | 一三・〇〇〇〇〜二八・〇〇〇                    |
| 延長(キロメートル)                        | 一・一九二                             | 一・〇〇二                             | 一・〇〇二                             | 一・〇〇二                             |

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十九年三月二十日から同年四月二日まで

秋田県告示第百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年三月二十日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

| 県道                         | 新                          |                            | 旧                          |                            |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
|                            | 新                          | 旧                          | 新                          | 旧                          |
| 羽後境停車場線                    | 羽後境停車場線                    | 羽後境停車場線                    | 羽後境停車場線                    | 羽後境停車場線                    |
| 大仙市協和境字苅谷沢八番一地先から四五番九〇地先まで | 大仙市協和境字苅谷沢八番一地先から四五番九〇地先まで | 大仙市協和境字苅谷沢八番一地先から四五番九〇地先まで | 大仙市協和境字苅谷沢八番一地先から四五番九〇地先まで | 大仙市協和境字苅谷沢八番一地先から四五番九〇地先まで |
| 敷地の幅員(メートル)                | 二〇・八〇〇〇〜二九・〇〇〇             | 二〇・八〇〇〇〜二九・〇〇〇             | 二〇・八〇〇〇〜二九・〇〇〇             | 二〇・八〇〇〇〜二九・〇〇〇             |
| 延長(キロメートル)                 | 〇・〇四〇                      | 〇・〇四〇                      | 〇・〇四〇                      | 〇・〇四〇                      |



秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請のあった年月日  
平成十九年三月六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 逢い
- 三 代表者の氏名  
石 川 佐智子
- 四 主たる事務所の所在地  
秋田県由利本荘市大楯町百十七番地五
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき、地域で生活する障害者及び障害児に対して、創作的活動、生産活動等を通じ地域社会との交流の促進を図り、共に生きがいを持って生活できるように「自立と共生の地域社会づくり」を目指し、地域福祉の増進に寄与する。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の者から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年三月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 山本郡三種町天瀬川字水の目八番地小玉廣司ほか十五人
- (一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（地先干拓地区経営体育成基盤整備事業）計画書の写し
- (二) 縦覧期間 平成十九年三月二十二日から同年四月十八日まで
- (三) 縦覧場所 三種町役場本庁舎
- 二 山本郡三種町下岩川字小町向二十九番地三近藤範夫ほか十六人
- (一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（下岩川地区経営体育成基盤整備事業）計画書の写し
- (二) 縦覧期間 平成十九年三月二十二日から同年四月十八日まで
- (三) 縦覧場所 三種町役場本庁舎

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、秋田県田沢疏水土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十九年三月十三日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十九年三月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

県有財産の売払ひについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十九年三月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

| 番号 | 所在地                     | 地目等 | 面積（㎡）        | 予定価格（円）         |
|----|-------------------------|-----|--------------|-----------------|
| 一  | 秋田市土崎<br>港南三丁目<br>五二四番四 | 宅 地 | 四、七二八・<br>八六 | 一二九、五七一、<br>〇〇〇 |

二 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

| 番号 | 場 所                         | 期 間   |
|----|-----------------------------|---|
| 一  | 秋田県出納局会計管財課（電話〇一八一八六〇一二七三六） | 平成十九年三月二十日（火）から平成十九年四月二十三日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後五時まで |

三 入札執行の場所及び日時

| 番号 | 場 所            | 日 時                   |
|----|----------------|-----------------------|
| 一  | 秋田県出納局会計管財課入札室 | 平成十九年四月二十四日（火）午前十時三十分 |

四 現場説明の場所及び日時

| 番号 | 場 所            | 日 時                 |
|----|----------------|---------------------|
| 一  | 秋田県出納局会計管財課入札室 | 平成十九年四月十日（火）午前十時三十分 |

五 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を二に掲げる期間内に二に掲げる場所に提出した者（地方自治法施行令第六百六十七条の四の規定に該当する者を除く。）

六 入札参加申込みに必要な書類等

(一) 個人の場合  
印鑑、住民票の写し及び身分証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）

(二) 法人の場合  
印鑑及び登記事項証明書

七 入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

八 入札の無効  
秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第六十六条に規定するところによる。

九 その他  
当該物件は、都市計画法上の市街化区域、第一種中高層住居専用地域に指定されている。

詳細に関しては、秋田県出納局会計管財課（電話〇一八一八六〇一二七三六）に照会のこと。

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条の規定に基づき、公示する。

平成十九年三月二十日

一 落札に係る物品の名称及び数量 秋田県知事 寺 田 典 城  
電子計算組織 一式

二 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目一番一号

三 落札者を決定した日  
平成十九年三月七日

四 落札者の名称及び住所  
東光コンピュータ・サービス株式会社 秋田支店 秋田市八橋イサノ二丁目十五―二十五

五 落札金額  
四百七十七万五千八百五十円

- 六 契約の相手方を決定した手続
  - 一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
  - 平成十九年二月六日

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第四号

秋田県文化財保護条例（昭和五十年秋田県条例第四十一号）第四十一条第一項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財（彫刻）に指定する。

平成十九年三月二十日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

| 名称               | 員数  | 所在地                    | 所有者          |
|------------------|-----|------------------------|--------------|
| 木造十一面観音菩薩立像（円空作） | 一 軀 | 男鹿市船川港本山門前<br>字祓川三十五番地 | 宗教法人<br>赤神神社 |

秋田県教育委員会告示第五号

秋田県文化財保護条例（昭和五十年秋田県条例第四十一号）第四十一条第一項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財（古文書）に指定する。

平成十九年三月二十日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

| 名称         | 員数    | 所在地                           | 所有者 |
|------------|-------|-------------------------------|-----|
| 日本六十余州国々切絵 | 六十九 枚 | 秋田市山王新町十四番<br>三十一号<br>秋田県公文書館 | 秋田県 |

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話 082-8766 FAX 082-0005  
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄